

## 岬町ひとり親世帯家賃低廉化補助金のご案内

### 1. 補助金の概要

---

岬町内に通算5年以上住んでいるひとり親世帯（18歳未満の子供がいる世帯）が、町内の賃貸住宅（本制度の対象住宅に限る）に入居する場合に、家賃の一部を補助します。

### 2. 主な注意事項

---

#### (1) 所得制限などの条件があります

親の給与や子供のアルバイト代等を含めた、世帯全員の所得が21万4000円（多子世帯にあつては、25万9000円）以下であること、入居者に持家がないことなど、一定の条件があります。別途、書類審査を行います。

#### (2) これから入居する場合のみ補助を受けることができます

現在、賃貸住宅に入居していて、継続してその住宅に入居する場合は、補助を受けることはできません。

#### (3) 入居の申込みは不動産店等へお願いします

入居者の募集や決定は、大家や不動産店等が行います。入居の申込みについては、直接、大家や不動産店等に行ってください。また、一般の民間賃貸住宅と同様に、家賃債務保証会社による審査等がある場合があります。

### 3. 補助金の金額と期間

---

#### (1) 補助金の金額

$$\boxed{\text{本来の家賃}} - \boxed{\text{公営住宅並みの家賃}} = \boxed{\text{補助金の金額（上限4万円）}}$$

例) 本来の家賃5.5万円 - 公営住宅並みの家賃2.2万円 = 3.3万円

上記の場合は、入居者が実際に支払う家賃は2.2万円となります。

なお、公営住宅並みの家賃は、入居する方の収入に応じて変動します。

(2) 補助金を受けられる期間等

最長10年間。補助期間のほか、補助総額が決まっています。また、入居する住宅や所得金額によって変動します。

4. 入居者の条件

---

(1) 入居世帯の資格要件

- ① 次の(ア)から(オ)のいずれかに該当し、かつ18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供を養育する世帯であること。
  - (ア) 配偶者と婚姻（内縁関係を含む。）を解消した者
  - (イ) 配偶者が死亡した者
  - (ウ) 配偶者の生死が明らかでない者
  - (エ) ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力をいう。）で裁判所からの保護命令が出された者
  - (オ) 婚姻によらないで生まれた子を養育している者（事実婚の場合を除く。）
- ② 世帯の所得を合算した金額が21万4000円（多子世帯にあっては、25万9000円）以下であること。
- ③ 世帯主となる者が、通算して5年以上岬町に住所を有していること。※賃貸借契約を締結する時点を基準とします。
- ④ 生活保護法による住宅扶助、生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による住宅支援給付を受給していないこと。
- ⑤ 世帯主になる者が住宅を所有していないこと。
- ⑥ 暴力団関係者（暴力団員等）でないこと。

(2) 同居者の範囲

- ① 世帯主
- ② 世帯主の子であり、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供。
- ③ ①及び②がいる場合は、世帯主の子であれば年齢を問わず同居できます。いずれにも該当しない者（世帯主の親、兄弟など）は同居できません。

## 5. 賃貸住宅の条件

---

本制度の対象となる賃貸住宅は、一定の条件を満たし、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録された物件であることが条件です。賃貸人からの申請に基づいて、大阪府が登録します。

## 6. 契約内容

---

- (1) 礼金、更新料はかかりません。
- (2) 一般の民間賃貸住宅と同様に、共益費、仲介手数料、敷金（家賃3か月分以下の額）、家賃債務保証の保証料（家賃保証会社を利用する場合）、保険料、その他の経費等は発生します。
- (3) 契約形態は、普通建物賃貸借契約又は、定期建物賃貸借契約のいずれかです。

## 7. 入居までの手続

---

### (1) 物件情報の入手

原則、町のホームページで、補助金対象となる住宅の情報を掲載します。

### (2) 町の入居資格事前確認

不動産店等へ入居の申込みを行う前に、入居資格があるかどうか、町の事前確認を受けることができます。「入居者資格確認申請書」に入居者に係る部分について必要事項を記入し、町の担当窓口へ提出してください。

所得金額の記入が必要ですので、世帯全員分（収入のある方のみ）の源泉徴収票や給料明細書、所得税確定申告書の控えなどをご用意ください。

なお、事前確認を受けた場合であっても、対象住宅への入居を約束するものではありませんので、ご注意ください。

### (3) 不動産店等へ入居の申込み

不動産店等へ入居の申込みや相談をする際、入居者に係る部分について必要事項を記入した「入居者資格確認申請書」を提示してください。また、町の事前確認が終わっている場合は、事前確認済みであることを伝えてください。

(4) 必要書類の提出及び入居審査

入居者資格確認申請書には、以下の書類の添付が必要となりますので、入居者は以下の書類を不動産店等へ提出してください。不動産店等での確認後、賃貸人が町へ補助金の申請を行う際の添付書類として町へ提出されます。

提出書類一覧表

提出書類（入居資格を確認する書類）		備考（要件など）
1	住民票の写し又は戸籍の附票の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通算して5年以上岬町に住所を有していることがわかるもの。</li> <li>・ 提出日の3か月以内に取得したもの。</li> <li>・ 現在一緒に住んでいる方全員が記載されたものであること。</li> <li>・ 世帯主氏名、世帯主との続柄、(外国人の方は住民となった年月日)が記載されたものであること。</li> <li>・ マイナンバー（個人番号）の記載がないもの</li> <li>・ 現在別居している子供と入居する場合は、その世帯全員の住民票の写しも提出すること。</li> </ul>
2	※ 1月1日～5月31日の間に提出される方 【給与所得の場合】 ・ 前年分の源泉徴収票のコピー ※勤務先が複数ある場合は、全ての勤務先分の源泉徴収票を提出してください。 【事業所得等の場合】 ・ 前年分の所得税確定申告書の控え（税務署の受付印等のあるもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 源泉徴収票が手元にない場合は、前年12か月分の給与明細書のコピーを提出してください。（源泉徴収票は、勤務先より発行され次第、ご提出ください。）</li> <li>・ 所得税確定申告書の控え（税務署の受付印等のあるもの）がない場合は、町へご相談ください。</li> <li>・ 世帯員全員分（収入のある方のみ）を提出してください。</li> </ul>

提出書類一覧表

	提出書類（入居資格を確認する書類）	備考（要件など）
3	<p>※6月1日（（閉庁日の場合は翌開庁日））～12月31日の間に提出される方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税（非課税）証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出日時点で取得できる直近のもの</li> <li>・所得の明細、控除（老人扶養控除、特定扶養控除、障害者控除、特別障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除）の人数の記載のあるもの</li> <li>・収入の有無にかかわらず、世帯員全員分を提出してください（課税されていない方も非課税証明書を提出してください）。ただし、収入がなく、かつ扶養されていることが課税証明書の所得控除（扶養人数）で確認できる方は提出不要です。</li> </ul>
4	<p>※世帯員の中に、次の（ア）～（ウ）のいずれかにあてはまる方がいる場合</p> <p>（ア）現在の仕事の就労日（給与・自営）が前年の1月2日以降である。</p> <p>（イ）現在は復職しているが、前年の1月から現在までの間に休職期間があった。</p> <p>（ウ）仕事をしているが、現在休職中である。</p> <p>【給与所得の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払証明書</li> </ul> <p>※給与支払額について勤務先による証明が必要です。</p> <p>【事業所得の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支明細書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員の中に該当者がいる場合のみ提出が必要です。</li> <li>・「給与支払証明書」、「収支明細書」は様式があります。</li> </ul>

提出書類一覧表

提出書類（入居資格を確認する書類）	備考（要件など）
	<p>※その他、就労状況等に応じて、上記以外の収入証明書類の提出を求められることがあります</p>
5	<p>※世帯員の中に、前年中に退職・廃業し、引き続き同じ状態の方がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職証明書、健康保険資格喪失確認通知書のコピー又は廃業届等</li> </ul>
6	<p>以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童育成手当受給者証明書のコピー</li> <li>・児童扶養手当証書のコピー（更新手続中の場合は受給者証明書）</li> <li>・ひとり親家庭等医療費助成医療証のコピー</li> </ul>
7	<p>6がない場合は、以下の証明書類</p> <p>(ア) 配偶者と婚姻（内縁関係を含む）を解消した方は、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）</p> <p>(イ) 配偶者が死亡した方は、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）</p> <p>(ウ) 配偶者の生死が明らかでない方は、警察署等が発行する証明書のコピー</p> <p>(エ) ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力をいう。）で裁判所からの保護命令が出された方は、保護命令決定書謄本及び確定証明書のコピー</p>
	<p>備考（要件など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員の中に該当者がいる場合のみ提出が必要です。</li> <li>・児童育成手当及び児童扶養手当の受給者証明書を提出する場合は、福祉事務所（子ども家庭センター等）に発行依頼をしてください。</li> </ul>

提出書類一覧表

提出書類（入居資格を確認する書類）	備考（要件など）
<p>(才) 婚姻せず出産又は育児をしている方（事実婚の場合を除く。） は、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）</p>	

(5) 賃貸借契約の締結

審査の結果は、不動産店等を通じて通知します。その後、賃貸人と賃貸借契約を締結していただきます。

契約形態は、普通建物賃貸借契約又は、定期建物賃貸借契約のいずれかです。契約には、入居者の家賃負担額等に関する特約を付加していただきます。

8. 入居後の手続

---

(1) 転居後の住民票の提出

不動産店等が指定する日までに、以下の書類を不動産店等へ提出してください。

【提出書類】

補助対象住宅への転居後に発行された住民票の写し

(2) 入居者の所得審査（毎年6月頃）

入居後は、毎年度（年1回）、入居者の所得審査を行います。

不動産店等が指定する期日までに、以下の書類を提出してください。

審査の結果は、不動産店等を通じて、7月頃通知します。

所得審査の結果、所得上限を超えていた場合は、審査を行った年の10月から、減額前の本来家賃額（賃貸借契約上の金額）を賃貸人に支払う必要があります。

【提出書類】

提出書類一覧表の1・3・4(※)・5(※)

※4・5は世帯員に該当者がいる場合のみ提出してください。

(3) 世帯の状況等に変化があった場合

入居者の構成等に変更があった場合は、速やかに不動産店等を通じて町までご連絡

ください。必要な手続についてご案内します。

4. 入居者の資格要件に掲げる資格要件を満たさなくなった場合は、原則、年度末(3月)分までの家賃については補助しますが(所得上限を超えた場合は9月分まで)、生活保護制度による住宅扶助費又は生活困窮者自立支援法による住居確保給付金の受給を開始した場合は、住宅扶助費又は住居確保給付金が充てられた月から家賃の補助は停止しますので、至急ご連絡ください。

〈世帯状況変化の例〉

- ・世帯主が結婚した。
- ・18歳に達する日以後の最初3月31日まで子供が同居しなくなった。
- ・世帯主の子供以外の者が同居することになった。
- ・生活保護の住宅扶助費や生活困窮者自立支援法による住居確保給付金を受給することになった。など

(4) 次年度以降のための手続(毎年2月頃)

賃貸人による次年度の補助金交付申請の際に、入居者の資格審査を行います。

不動産店等の指定する期日までに、以下の書類を不動産店等へ提出してください。

4月1日の時点で入居者が資格要件を満たしていない場合、4月以降は減額前の本来家賃額(賃貸借契約上の金額)を賃貸人に支払う必要があります。

【提出書類】

提出書類一覧の1・6(6がない場合は7)

## 9. 不正による補助金の取消し、返還など

---

(1) 賃貸人又は入居者が次のいずれかに該当した場合、町から賃貸人への補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、入居者の家賃減額を終了します。

- ① 偽りその他不正手段により補助金交付を受け、又は受けようとしたとき
- ② 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- ③ 補助金の交付決定内容若しくはこれに付けた条件又は要綱の規定に基づく命令に違反したとき
- ④ 大阪府が専用住宅の登録を取り消したとき
- ⑤ 入居者が補助対象住宅への入居要件に該当しなくなったとき
- ⑥ 入居者が偽りその他不正の手段により入居したとき

⑦ 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金交付を不相当と認める事由が生じたとき

(2)上記の規定により取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に町から賃貸人へ補助金が交付されているときは、期限を定め、区への補助金の返還（違約加算金を含む）を求めます。

(3)取消し理由によっては（入居者が偽りその他不正の手段により入居した場合など）、過去に遡って減額分の金を賃貸人から請求する場合があります。

#### 10. お問い合わせ先

---

岬町 都市整備部 建築課 住宅管理係

電話：072-492-2736

メール：jutakukanri@town.osaka-misaki.lg.jp

（お問合せの際は「ひとり親 家賃補助の件」とお伝えください）

入居までの流れ

